

暮らしの情報

Life Information



就 労

東松山税務署 アルバイト職員を 募集します

▼勤務内容 ①納税者のパソコン操作補助、または事務補助等
②納税者のパソコン操作補助
▼勤務時間 ①午前9時～午後5時のうち昼休み(1時間)を除く5～6時間 ②午前10時～午後3時のうち3～4時間(昼休みなし)
▼勤務場所 ①東松山税務署または東松山市民文化センター
②東松山市民文化センター
▼時給 ①1020円、②1000円 ※通勤手当は当署規定に基づき支給
▼募集人数 40人程度(定員になり次第締切)
▼申込方法 左記問合せ先へ電話連絡。(ご連絡時に面接日を設定します。)
▼問合せ 東松山税務署 総務課 ☎0493-2210990

高齢者等介護職員就労 支援事業 介護の仕事に興味があるシニアの皆さまへ

県では、主に介護未経験の方を対象に、介護職員初任者研修の受講から、県内介護施設での研修・直接雇用まで、幅広く支援しています。
当日は、事業についての説明・面接を行います(面接は希望者のみ)。ぜひご参加ください。
▼日時 12月12日(木)午前10時～正午
▼場所 町ふれあいセンター204会議室
▼持ち物 筆記用具 ※面接希望者は履歴書と健康保険証をお持ちください
▼申込・問合せ 11日(水)までに、(株)シグマスタッフ大宮支店(☎048-871-9931)へお申し込みください。

相 談

▼日時 12月10日(火)午前10時～正午(要予約)
▼内容 専門家と町商工会職員による起業・創業に関する無料相談
▼場所 鳩山町コミュニティ・マルシェ内
▼予約・問合せ 鳩山町商工会 ☎29610591

鳩山町商工会主催 起業創業個別相談会

▼日時 12月5日(木)・12日(木)・19日(木)・令和2年1月9日(木)・16日(木)・23日(木)・30日(木) 午後1時30分～4時30分
▼場所 ウェスタ川越
▼内容 相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産名義変更などの面談相談(1組1時間)
▼予約方法 総合相談センター(☎048-838-7472)
▼問合せ 埼玉司法書士会 ☎048-863-7861

西部総合相談センター 司法書士法律無料相談会

▼日時 12月18日(水)午後1時30分～4時30分
▼場所 町ふれあいセンター
▼内容 相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産名義変更などの面談相談(1組1時間)
▼予約方法 総合相談センター(☎048-838-7472)
▼問合せ 埼玉司法書士会 ☎048-863-7861

西部総合相談センター 出張法律無料相談会

▼日時 12月18日(水)午後1時30分～4時30分
▼場所 町ふれあいセンター
▼内容 相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産名義変更などの面談相談(1組1時間)
▼予約方法 総合相談センター(☎048-838-7472)

高齢者・障がい者のための成年後見 無料相談会&講演会

▼日時 1月18日(土)【講演会】午前9時30分～10時45分(予

年 金

お手続きはお早めに 年金生活者支援給付金

日本年金機構では、給付金の

対象となる可能性がある方に対して、9月初旬から順次請求書の送付を行っています。12月末日までに請求書を提出されないと10月～令和2年1月までの給付金を受け取ることができなくなりますので、お手元に請求書が届いた方はお早めにお手続きをお願いします。令和2年1月1日以降にお手続きをされた方は、令和2年2月分からの給付金が支給となります。
制度の詳細やご不明点等については、日本年金機構のホームページをご覧ください。年金生活者支援給付金専用ダイヤルへお電話でご相談ください。

注意ください

「年金生活者支援給付金」をかけたる詐欺が発生しています。日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号を聞くことや、手数料などの金銭を求めめることはありません。
▼問合せ 年金生活者支援給付金専用ダイヤル ☎0570-0514092

ごみ・資源収集カレンダー

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------------------|------------|-----------------|------------|----------|----------|----|
| | | | 12/11 | 12 | 13 | 14 |
| A…亀井・今宿地区 B…ニュータウン地区 | | | A資ペ B不燃 | | A可 B可 | |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| A資ブ A資び B資ブ | A可 B可 | A不燃 B資ペ | A紙布 B紙布 | A可 B可 | | |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| A資ブ B資び B資ブ | A可 B可 | A資ペ B不燃 | A紙布 B紙布 | A可 B可 | | |
| 29 | 30 | 31 | 1/1 | 2 | 3 | 4 |
| A可 B可 | A不燃 B資ペ | 12月31日～1月3日はお休み | | | | |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| A資ブ A資び B資ブ | A可 B可 | A資ペ B不燃 | | | A可 B可 | |

可…可燃物 不燃…不燃物・有害ごみ 紙布…紙・布類 資ペ…ペットボトル 資び…びん・かん類 資ブ…その他容器包装プラスチック類

12月の休日当番医 ※診療時間 午前9時～午後5時

| 日程 | 医療機関 | 診療科目 | 電話番号 |
|--------|-------------------|-------|--------------|
| 31日(火) | シャローム病院 (東松山市) | 内科・外科 | 0493-25-2979 |

| 電話番号 | | 受付時間 |
|--------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 休日や夜間の急病相談 | | |
| 救急電話相談 | #7119または ※048-824-4199 | 毎日24時間 |
| ※電話相談は医療行為ではなく、電話でのアドバイスにより相談者の判断の参考としていただくものです。 | | |
| 平日夜間時のお子さんの急病・けがなど | | |
| 比企地区 こども夜間 救急センター | 0493-22-2822 | 【受付】月～金の午後7時30分～10時 【診察】月～金の午後8時～10時 |
| 場所：東松山医師会病院内(東松山市神明町1-15-10) | | |



暮らしの『相談室』

12月中旬～1月上旬

■ 県の法律相談【要予約】
日時：12月10日(火)、1月14日(火) (祝日を除く毎月第2火曜日)午後1時～4時 場所：ウェスタ川越4階(県川越比企地域振興センター相談室)
問合せ：県民相談総合センター ☎ 048-830-7830

■ 女性相談【要予約】
日時：12月10日(火)、1月14日(火) 午後1時～4時 場所：役場3階304会議室 問合せ：総務課 ☎ 296-1214

■ 行政相談・人権相談【要予約】
日時：12月19日(木) 午後1時～3時 場所：役場3階305会議室 問合せ：総務課 ☎ 296-1214

■ 障がい者・障がい児の無料出張相談会
日時：12月18日(水) 午前10時～正午 場所：ニュータウンふくしプラザ 問合せ：入間西障害者基幹相談支援センター ☎ 277-4275、FAX277-4276

■ 町民法律相談【要予約】
日時：1月10日(金) 午前10時～正午 場所：役場3階301会議室 問合せ：総務課 ☎ 296-1214

■ 生活困窮者自立相談(生活保護受給者は除く)
日時：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 場所・問合せ：アスポーツ相談支援センター埼玉西部・毛呂山出張所(ウィズもろやま内) ☎ 080-2274-1445、FAX295-7258

■ 行政書士による無料相談会【要予約】
日時：12月18日(水) 午前9時～正午 場所：役場3階305会議室 問合せ：総務課 ☎ 296-1214

■ 生涯学習相談
日時：毎週木曜日 午後1時～4時 場所・問合せ：教育委員会事務局 ☎ 296-1263

■ 消費生活相談
日時：毎週木曜日 午前10時～正午、午後1時～3時 場所・問合せ：産業環境課 ☎ 296-5895

■ その他相談
日時：平日(月～金曜日) 午前8時30分～午後5時 場所・問合せ：総務課 ☎ 296-1214

▼ 通報先・問合せ 県東松山環境管理事務所 ☎ 049312314050、役場産業環境課 ☎ 29615894(閉庁時は ☎ 29611211)

武州・入間川プロジェクト助成団体募集

入間川流域で環境保全活動を行っている市民団体等に対し、助成金の交付や情報提供を行います。

▼ 助成対象 市民団体、学校等の非営利団体による公益的な活動(令和2年4月1日～令和3年3月1日の活動が対象)
▼ 助成額 1団体最大20万円
▼ 募集期間 12月1日(日)～令和2年3月13日(金)

▼ 応募方法 http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index049.html から応募用紙をダウンロード
▼ 応募・問合せ 入間川環境保全支援委員会事務局(公益財団法人埼玉県生態系保護協会内) ☎ 048164510570

年金

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されました

平成31年1月から令和元年12月までに納められた国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、

領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。そのため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬～中旬にかけて日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されました。お手元に届いた証明書は大切に保管してください。万が一、証明書を紛失してしまった場合は再交付が可能です。

ので、お近くの年金事務所へお問合せください。
▼ 問合せ 川越年金事務所 ☎ 24212657

お知らせ

河川等の水質事故防止にご協力ください

河川や水路に油や薬品などが

令和元年分所得税及び消費税等の確定申告に関する各種説明会

税務署では、収支内訳書の作成方法や、作成にあたっての注意点などの説明会(①白色決算説明会、②青色決算説明会、③消費税説明会)を開催します。説明会で使用する資料は、当日、会場で配付します。
▼ 対象 事業所得、農業所得、不動産所得を有する申告者、または事業者

▼ 開催日時 ①12月12日(木)、令和2年1月15日(水) ②12月9日(月)、16日(月) ③12月19日(木)、令和2年1月17日(金) いずれも午後2時～4時

▼ 場所 東松山市民文化センター(①・②) 大会議室、③第一会議室
▼ 問合せ 東松山税務署 ☎ 049312210990

坂戸地区衛生組合 年末年始のし尿等の受入業務案内

▼ 年末受入 12月27日(金)、30

日(月) 午前8時45分～午後0時15分、午後0時45分～4時40分
▼ 休業日 12月28日(土)、29日(日)、31日(火)～1月5日(日)
▼ 年始受入 1月6日(月)から
▼ 問合せ 坂戸地区衛生組合 ☎ 28313561

令和元・2年度西入間広域消防組合入札参加資格審査追加申請受付

▼ 受付期間 令和2年2月3日(月)～17日(月) 午前9時～11時30分、午後1時～4時
※土・日、祝日は除く
▼ 業種 ①建設、②業務、③物品・その他
※業種別に指定された色(①青色、②黄色、③緑色)のA4ファイルにとじて提出
▼ 申請方法 持参のみ(郵送不可) ※申請書類等は窓口で配布、または組合ホームページ(http://www.11gnshiruma.jp/)からダウンロード
▼ 提出先・問合せ 西入間広域消防組合 総務課 ☎ 29510147(内線214)

北朝鮮人権侵害問題 啓発週間です

12月10日～16日は北朝鮮による拉致問題を解決するためには、「拉致は許さない」という皆さまの一人ひとりの声が大きき力となります。この週間を機に拉致問題についてご理解いただき、より一層意識を高めていただくようお願いいたします。

▼ 問合せ 役場総務課職員・人権政策担当 ☎ 29611214

彩の国家庭省エネ推進キャンペーン開催中!

県では、LED照明への交換や断熱の推進などの県事業に賛同した家電量販店、ホームセンター、ドラッグストア、まちの電気店と連携し、皆さまの省エネを応援するキャンペーンを開催しています。冬は家庭のエネルギー使用量が最も多い季節です。この機会に照明の交換や断熱対策をしてみませんか。

▼ 問合せ 県温暖化対策課 ☎ 048183013033

下水道終末処理場面積変更に関する案の縦覧について

都市計画法の規定により、下水道終末処理場面積変更(約79000㎡→約59000㎡)及び鳩山第2中継ポンプ場面積変更(約780㎡→約740㎡)の計画案を縦覧します。この案についてご意見のある方は縦覧期間内に意見書をお寄せください。

▼ 縦覧期間 12月3日(火)～12月17日(火)

▼ 縦覧場所 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合(〒35010436 毛呂山町大字川角1510)、役場まちづくり推進課 ※下水道計画区域図は、下水道組合のホームページで閲覧できます。

▼ 問合せ 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 ☎ 29419333
役場まちづくり推進課 都市計画・都市施設担当 ☎ 29615893

冬の交通事故防止運動にご協力をお願いします

～人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県～(令和元年スローガン)

12月1日～14日は運動週間

町では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進し、交通事故防止の徹底を目指します。

▶ 実施期間 12月1日(日)～14日(土)(14日間)
▶ 重点事項 【鳩山町内】①夕暮れ時、早めのライト点灯 ②交差点における交通事故防止 ③自転車利用者の運転マナーの向上
▶ 問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5894

二度と戦争を起こさないために
平和を考えるつどい
・戦没者追悼式



11月9日、町地域包括ケアセンターにおいて、「平和を考えるつどい・戦没者追悼式」が挙行されました。

第1部では、平和の想いを語り継ぐために、次世代を担う鳩山中学校の生徒による非核平和都市宣言の朗読や戦中・戦後の体験談を語った平和記念講演会が行われました。

第2部では、拝礼をはじめ、多数の来賓による追悼の言葉が述べられた後、参加者より菊花が手向けられ、戦没者に対し、ご冥福をお祈りしました。

「食べきりSaiTaMa大作戦」

- ◆**Style**：食品ロスをできるだけ出さないライフスタイルを実践する「食べきりスタイル」
- ◆**Time**：食べ残しの多い宴会で締めの前15分間で残った食事を食べきる「食べきりタイム」
- ◆**Menu**：外食店舗での小盛りの設定や食材使い切りレシピなどで食品ロスを減らす「食べきりメニュー」

個別健(検)診の
受診期間がまもなく
終了します

今年度の基本健診(特定健診、いきいき長寿健診)及びがん検診等(大腸がん検診・前立腺がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・肝炎ウイルス検診)は、12月25日(水)で終了となります。また、受診されていない方、受診を希望される方は、町保健センターへ申し込みください。申し込み後、受診券が届きましたら、指定の医療機関に受診予約を入れ、受診日には必ず届いた書類(受診券など)をお持ちください。

※受診券などが届くのに、申し込みから1週間ほどかかります。お早めにお申し込みください。なお、お申し込み期限が12月25日(水)ではありませんので、ご注意ください。

※受診券がない場合、受診できないことがありますので、ご注意ください。

▼**問合せ** 町保健センター 管理予防担当 ☎296-2530

重大消防法令違反の
建物を公表します

建物を利用しようとする方が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署が把握した重大な消防法令違反を公表する「違反対象物公表制度」が令和2年4月1日から始まります。

▼**公表の対象となる建物** 飲食店、物販店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や、

病院、福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物

▼**公表の対象となる違反** 消防法令により屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、または自動火災報知設備の設置義務が生じる建物で、これらの設備が設置されていない重大な違反

▼**公表の方法** 西入間広域消防組合ホームページ(<http://www.119nishiirumajp/>)

▼**公表する内容** 建物の名称・所在地・違反の内容

▼**問合せ** 西入間広域消防組合

食品ロス削減に
ご協力ください

本年5月31日(金)に令和元年法律第19号「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されました。

食べられるにも関わらず様々な理由で捨てられてしまう食品を、「食品ロス」と言います。日本では年間約643万トンも発

生しており、世界全体の年間食料援助量の1・8倍に相当します。

国民一人当たりで考えると、毎日お茶碗1杯分、年間約51キログラムの食品を捨てる計算です。食品ロスの約半分は家庭から出ているため、皆様一人ひとりが食品ロスを出さないライフスタイルを実践していただくことが大切です。

▼**問合せ** 県資源循環推進課 ☎048-830-3110

リユースバザーにご協力
ありがとうございます

鳩山町コミュニティ推進協議会では、11月3日の「はとやま祭」でリユースバザーを開催しました。

町民の皆さまのご協力により、多数の品物が集まり、バザーを開催することができました。バザーの売上金は総額3万6155円となりました。そのうち1万5615円を本協議会の活動費とし、残りの1万5000円



を11月5日付けで鳩山町社会福祉協議会に寄付しました。ご協力ありがとうございます。

▼**問合せ** 町コミュニティ推進

適正受診のご協力と
ジェネリックの利用
をご検討ください

今後も国民健康保険制度の運営を維持するため、皆さんのご協力をお願いします。

◆緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。

◆同じ病気で複数の医療機関を

協議会事務局(役場総務課内)
☎296-1214

受診する「重複受診」は、同じ検査を繰り返すなど、医療費の無駄となります。安心して相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。

◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用しましょう。ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で製造された薬のことです。ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬と同等であると厚生労働省が認めています。(すべての薬にジェネリック医薬品が

あるとは限りません。かかりつけ医師や薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品を使用することにより、一人一人の自己負担や医療保険財政の改善、医療費抑制につながり、医療費支給制度の負担軽減につながります。この機会に、かかりつけ医師や薬剤師にご相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

▼**問合せ** 役場町民健康課 ☎296-5891

町内の『サロン』

■総合福祉センター内常設型サロン

対象：どなたでも利用可 開設日時：土・日・祝日・年末年始を除く毎日午前10時～午後5時 場所：総合福祉センター1階(大豆戸183-5) 問合せ：町社会福祉協議会 総合相談支援窓口 ☎298-5772

■ニュータウンふくしプラザ

対象：どなたでも利用可 開設日時：祝日を除く毎日(年末年始を除く)午前10時～午後5時 場所：鳩山町コミュニティ・マルシェ内(松ヶ丘1-2-4 タウンセンター1階) 問合せ：ニュータウンふくしプラザ ☎290-5469

■はーとんカフェ今宿

対象：町内在住の概ね65歳以上の方とその家族 開設日時：毎週火・金曜日(祝日・年末年始を除く)午前10時～午後4時 場所：今宿532-7(プラザM内) 問合せ：はーとんカフェ今宿 ☎296-6776

■ふれあいいきいきサロン

対象：町内在住の概ね65歳以上の方 開設日時・場所：原則第1月曜日 午前10時～正午・今宿コミュニティセンター1階集会室ホール、原則第3月曜日 午前10時～正午・ふれあいセンター3階301・302会議室 内容：健康体操、レクリエーション(ゲームなど) 問合せ：町社会福祉協議会 ☎296-5296

■鳩ヶ丘のびのびプラザ

対象：町内在住の高齢者 開設日時：祝日を除く毎日(年末年始・臨時休館日を除く)午前9時～午後4時 場所：鳩山小学校内 問合せ：鳩ヶ丘のびのびプラザ ☎296-1571

■精神保健福祉コミュニティサロン

対象：町内在住の心の健康に悩みのある方とその家族、支援者など 日時：12月12日(木) 午後1時30分～午後4時 場所：町ふれあいセンター304会議室 問合せ：役場長寿福祉課 ☎296-1241

■介護者交流サロン

対象：在宅介護をしている家族など 開設日時：毎月第2・4火曜日 午前10時～正午 場所：鳩山松寿園東館 地域交流スペース(松ヶ丘4-1-3) 問合せ：町地域包括支援センター ☎296-7700

各種PR・求人に! 広告紙等の
有料広告をご利用ください

町では、自主財源の毎月6,100部発行(全戸配布)の広報や、年間8万回以上の閲覧がある町ホームページ(トップページ)に、広告やバナーを掲載していませんか?

- 掲載料 【広報紙】10,000円または20,000円/回 【ホームページ】10,000円/月
- 問合せ 役場政策財政課 ☎296-1212

ご利用ください
交通事故遺児等援護金

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に援護金を給付しています。

▼対象 交通事故により死亡、または重い障がいを負った保護者に養育されている、平成13年4月2日以降に生まれた乳幼児ならびに小中・高等学校及び、各種学校に在学する児童・生徒 ※給付対象となるためには、同居世帯で一定の所得制限があります(子ども1人の場合には274万円以下など)。

▼給付額 子ども1人につき年額10万円

▼給付時期 5月上旬

▼受付期限 1月31日(金)まで (申請書は役場長寿福祉課で配付しています)

▼申請書提出先 みずほ信託銀行浦和支店(さいたま市浦和区高砂2-16-18)に郵送または持参

▼問合せ 県防犯・交通安全課 048-830-2958

AEDをもっと身近に!
西入間広域消防組合
地域ささえあい
AED貸出協定

西入間広域消防組合では、平成28年4月1日より「地域ささえあい自動体外式除細動器貸出協力事業者制度」の運用を開始しました。この制度は、各事業所が所有するAEDを貸出していただくことにより、救命率及び社会復帰率の向上に繋げることを目的としています。



9月25日には、西入間広域消防組合鳩山分署にて当制度の締結式が行われ、新たに、ひばり保育園、(株)田中工業の2事業者の協力を得られました。現在、鳩山町内では、19の事業所と協定を締結しており、今後も積極的に呼びかけを行い、多くの事業所と協定を結びたいと考えています。

▼問合せ 西入間広域消防組合 鳩山分署 ☎296-0119

パートタイム・有期雇用労働・派遣労働特別相談窓口の開設

令和2年4月1日よりパートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行され、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます(中小企業に対するパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日)。

今回施行される法律に対し、埼玉労働局では、労働者、事業主などからの相談に対応するため、左記のとおり特別相談窓口を開設しましたので、お気軽にご相談ください。

▼場所 埼玉労働局(さいたま市中央区新都心11-2 LAタワー14階・16階)

▼相談窓口・問合せ ①パート・有期雇用労働者の均等・均衡待遇に関する特別相談窓口(埼玉労働局16階 雇用環境・均等室内) ☎048-600-6210

②派遣労働者の均等・均衡待遇に関する特別相談窓口(埼玉労働局14階 需給調整事業課内) ☎048-600-6211

目の不自由な方へ
職業自立を
目指してみませんか

県立特別支援学校鳩保己一学園(盲学校)高等部専攻科(3年過程)で、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの技能を修得することで、病院や介護施設などへの就職、治療院開業、進学などの道が開けます。

▼対象 県内在住で、次の条件のいずれにも該当する方

①両目の矯正視力が概ね0.3未満の方、または矯正視力が0.3以上の方で盲学校の教育を受けることが適当であると判断できる方(なお、身体障害者手帳を見取得の方も含まれます)

②高等学校を卒業した方、もしくは令和2年3月卒業見込みの方、または前記の者と同等以上の学力があると認められる方

▼選考日 【第1次募集】11月29日(金)、【第2次募集】令和2年2月14日(金) ※第1次募集で募集人員に達した場合、第2次

埼玉県地域安全功労者表彰



10月29日、西入間警察署、署長室内で埼玉県地域安全功労者表彰式が行われ、池島一さん(写真上段の一番左)が表彰を受けました。

池島さんは、地域防犯推進委員として地域の安全活動や啓発活動に積極的に取り組み、町内の事件や事故、犯罪の防止にご尽力されています。

経済センサス基礎調査
にご協力ください

総務省統計局では、産業分野における事業所の活動状態やその母集団情報を整備することを目的として、経済センサス基礎調査(2019年度)を実施します。

▼問合せ 県立特別支援学校鳩保己一学園(盲学校)高等部専攻科 ☎231-2121、FAX 239-11015

▼調査方法 県から任命された統計調査員が外観等により事業所の名称、所在地及び活動状態を確認して「調査員用端末」に入力します。その場で新たに把握した事業所には、調査票を配布します。

※調査員は、必ず顔写真付きの基礎調査(2019年度)を実施します。

▼対象 全国すべての事業所及び企業

▼調査期間 12月〜令和2年3月

▼調査方法 県から任命された統計調査員が外観等により事業所の名称、所在地及び活動状態を確認して「調査員用端末」に入力します。その場で新たに把握した事業所には、調査票を配布します。

※調査員は、必ず顔写真付きの

調査員証を携帯しています。

▼回答方法 パソコン等によるオンライン回答、または郵送による回答となります。調査票にご記入いただいた内容は、統計の作成の目的以外に使用することとは絶対ありません。調査へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

▼問合せ 役場総務課 ☎296-11214

第5回 言ってんべー・聞いてんべー大会



▲発表者・関係者の皆さん



発表の様子▶

社会教育委員会議の主催により、11月3日、鳩山町文化会館を会場として、町民の意見発表会「第5回 言ってんべー・聞いてんべー大会」が行われ、発表者がそれぞれの思いや仕事のことなどを発表しました。(発表内容は、後日、町ホームページに掲載する予定です)

なお、今年の発表者は以下のとおりです。(発表順、敬称略)

中嶋 重里、小池 佳奈、清水 悠翔、鳥濱 奏太、西幅 万里乃、小林 和生、池田 裕太、片桐 賢也、福岡 春佳、河田 直昂、干装 公明、藤堂 愛理、小川 琉瑠、飯島 千春

就学援助制度についてのご案内



就学援助制度とは、町立小中学校に通うお子さまのいるご家庭が、経済的な理由で就学が困難な場合に、給食費や学用品の購入費等を援助する制度です。

▶申請方法 教育委員会事務局窓口(役場3階)でお申し込みください。(印鑑をご持参ください。)

▶申請受付期間 令和2年2月から随時受付 ※就学援助の申請は毎年必要です。

※認定の可否は、課税額が確定する令和2年6月以降に教育委員会の審査により決定します。 ※認定審査の際に、確認資料として同一住所に居住するすべての方の収入・所得を確認します。税申告が済んでいない方は、収入の有無に関係なく、申告を済ませた上でお申し込みください。

問合せ 教育委員会事務局 ☎296-1227

令和2年度鳩山中学校へ入学される方へ
新入学学用品費の入学前支給を行っています

令和2年度に鳩山中学校へ入学予定の児童がいるご家庭で、経済的な理由で学用品費等の支払いが困難である場合は、就学援助費のうち新入学学用品費を入学前に支給します。

▶申請方法 教育委員会事務局窓口(役場3階)でお申し込みください。(印鑑、源泉徴収票などをご持参ください。)

▶申請受付期間 令和2年1月6日(月)~1月31日(金)

▶支給日 令和2年2月末(予定)

※令和2年6月以降に行う教育委員会での審査で、否認定になった場合は、お支払いした新入学学用品費を返還していただくこととなります。